



### 年金

社会保険事務所の  
出張年金相談

「ねんきん特別便」は、記録の結びつく可能性がある年金受給者を最優先に、社会保険業務センターより順次発送しています。

そこで、松山西社会保険事務所が、「ねんきん特別便」の出張一日相談を行います。一般の年金相談についても受付けますので、お気軽にご相談ください。

- 相談開設日時  
3月18日(火)  
10時～15時30分
- 開設場所  
松前総合文化センター  
2階第2研修室
- 持参するもの  
ねんきん特別便書類  
年金手帳または年金証書  
印鑑

平成20年度から、  
国民年金保険料が  
引き上げられます

平成20年4月分から、国民年金保険料が引き上げられます。

◇1か月の保険料額  
14,100円  
(平成20年3月まで)

←  
【310円引き上げ】  
14,410円  
(平成20年4月から)

国民年金保険料の納付は  
便利でお得な『前納制度』  
をおすすめします

国民年金保険料の納付方法には、1年間あるいは一定期間まとめて納める前納制度があります。割引もありますので、納め忘れの防止のためにもぜひご利用ください。

【平成20年度】

1月ずつ納付 172,920円

※ 14,410円×12か月

1年前納 169,850円

※ 割引額 3,070円

半年分前納 85,760円

※ 割引額 700円

○ 4月上旬に社会保険庁から送付される納付案内書に、「前納納付書」が入っています。1年前納、半年前納を利用する方は、この納付書で納めてください。(納付期限は4月30日まで)

○ 5月以降でも、どの月からでも前納できます。ご希望の方は、社会保険事務所へお申込みください。(申込月から年度末までの前納になります)

国民年金保険料の  
『クレジットカード納付』  
を導入しました

平成20年3月分保険料から、クレジットカードによる納付が可能となりました。(申込みは2月から)

クレジットカード納付は、本人が事前に申込み、以後、継続的にクレジットカード会社へ社が社会保険料に立替納付を行うものです。(クレジットカー

ドを提示し、直接納付する方法ではありません)

ご希望の方は、社会保険事務所へお申込みください。クレジットカード納付では口座振替による当月振替(早割)は適用されません。また、1年前納、半年前納の割引額は現金納付の割引額となります。

国民年金法施行令が  
一部改正されます

施行期日 平成20年4月1日

任意加入被保険者の保険料について

原則、口座振替による納付となります。

保険料免除などの手続きの簡素化について

大学、短期大学などが、学生の委託を受け、学生納付特例の申請を代行できるようになります。

問い合わせ

松山西社会保険事務所  
国民年金保険料課

☎925-5175

役場町民課住民係

☎985-4106

### 税

固定資産税課税台帳  
閲覧のお知らせ

平成20年度の固定資産税は、平成20年1月1日現在で固定資産を所有している方に課税されます。課税台帳には、土地・家屋及び償却資産の評価額、課税標準額などが記載されています。

家屋を新築された方、土地の異動のあった方、町内に土地・家屋及び償却資産を新たに所有された方は、お確かめください。

閲覧期間

4月1日(火)から開始

※ 執務時間中  
閲覧場所

役場税務課

持参品

印鑑(代理の方は、所有者の委任状が必要です)

平成20年度の固定資産税納税通知書は4月中旬に発送予定です。

問い合わせ

役場税務課資産税係

☎985-4111